

猪苗代湖におけるトローリングの申請の仕方

持込船・レンタル船・検査不要船とも登録申請が必要になります。

1 猪苗代・秋元非出資漁業協同組合（以下 漁協）発行の申請書 1 枚に、申請者が自筆で記入してください。

2 添付書類

証明写真 顔写真 1 枚 (3.5×4.5)

船舶免許証のコピー 1 枚

* 持込船の方は下記書類も添付

船舶検査手帳 コピー 1 枚

船舶検査証書 コピー 1 枚

* 検査・免許不要船（3M 未満・2 馬力未満）の方

検査不要船を証明できる書面 様式は自由

（船体長さ、シリアル番号、エンジン等の番号を記入してください。）

船体並びにエンジンの写真 1 枚

3 申請費用の振込み（振込手数料は申請者負担）

初回登録料 5,000 円（次年度以降 3,000 円）

振込先 大東銀行 猪苗代支店 普通 1 2 7 7 1 9 9

猪苗代・秋元非出資漁業協同組合

（イナワシロ・アキモトヒシュッシギョウギョウキョウドウクミアイ）

代表理事組合長 ^{うすき} 薄 ^{さとし} 智志

4 申請書・添付書類・振込み済み確認書（コピー）を漁協へ郵送してください。

発送先 〒969-3133 福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字中島 26 番地 2

猪苗代・秋元非出資漁業協同組合

TEL 0242-62-4453

5 審査終了後漁協のトローリング漁許可証が郵送されます。

6 トローリング漁

①喫水線から 1.5m（なるべく高い位置）に掲示フラッグを掲げて、船体にラベルを貼り
トローリング漁を行う。（温風を当てるとはがれやすい。）

②年券を購入した方は年券フラッグも掲げる。

③救命胴衣は必ず着用すること。ゴミは持ち帰ること。

④出航・帰航の時間は厳守すること。

⑤遊泳区域、その他[※]禁止区域には入らないこと。

※令和 6 年 7 月 1 日より猪苗代湖において河川法が施行されます。◎別表参照

フラッグ NO.

船ラベル NO.

特ポート NO.

許可申請書

令和 年 月 日

TEL () —
住所 〒 —
都
県

氏名 _____

添付書類

- ・ 申請書 1 枚
- ・ 写真 1 枚 (顔写真 3.5×4.5)
- ・ 船舶免許 コピー (免許・検査不要船は証明できる船舶の写真 等)
- ・ 船舶検査手帳 コピー (検査不要船・レンタル船利用者は不要)
- ・ 船舶検査証書 コピー (検査不要船・レンタル船利用者は不要)

写真 添付

*注意事項

遊漁期間 5月1日～9月30日 (5月～8月 午前7時～午後6時)
(9月 午前7時～午後4時)

*出航時間・寄航時間を厳守して下さい。

申請期間 3月1日～4月15日

登録料 1申請 5,000円 (次年度3,000円)

*別途釣り券が必要です。 年釣り券 9,500円

日釣り券 1,000円

許可証掲載 喫水線より1.5m(なるべく高い位置)にフラッグ、船体にラベルを貼付すること。持ち出し トローリング漁はキャッチ&リリースとする。

竿数 竿は1人4本までとする。

* 振込先 大東銀行 猪苗代支店 普 1277199

猪苗代・秋元非出資漁業協同組合

代表理事組合長 うすき さとし
薄 智志

〒969-3133 福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字中島26番地2

TEL 0242-62-4453